

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、五條市及び宇陀市における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十九年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

五條市

宇陀市

二 調査を行った期間

五條市 平成二十五年五月十日から平成二十六年六月二十五日まで

宇陀市室生大野 平成十九年六月一日から平成二十二年四月二十九日まで

宇陀市榛原檜牧 平成二十六年四月二十二日から平成二十七年九月十八日まで

三 成果の名称

五條市二見二丁目、二見三丁目、二見四丁目、二見五丁目及び犬飼町の各一部の地籍図及び地籍簿

宇陀市室生大野の一部の地籍図及び地籍簿

宇陀市榛原檜牧の一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

五條市二見二丁目、二見三丁目、二見四丁目、二見五丁目及び犬飼町の各一部の地域

宇陀市室生大野の一部の地域

宇陀市榛原檜牧の一部の地域

五 認証年月日

平成二十九年三月十三日